

施策 8

家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

千葉県教育委員会ホームページ 家庭教育の支援

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/kateikyouiku/index.html>



千葉県教育委員会ホームページ 早寝早起き朝ごはん

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/hayane-hayaoki-asagohan/h26hayane-forum.html>



千葉県教育委員会ホームページ 学校を核とした県内 1000か所ミニ集会

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/minishuukai/index.html>



千葉県教育委員会ホームページ 地域学校協働活動

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/chikininyorugakkoushien/chikininyorugakkou.html>

千葉県の コミュニティ・スクール

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/hiba-community/index.html>

(1) 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

- ・家庭での教育を支援するため、子育てに役立つ情報提供の充実に努める。

「早寝早起き朝ごはん」運動の普及啓発

- ・幼児児童生徒の基本的生活習慣の確立を目指し、市町村や関係機関との協働の下、「早寝早起き朝ごはん」をスローガンとした啓発活動や情報提供を行う。

学校を通じた家庭教育の支援

- ・家庭教育の充実に図るため、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」、「家庭教育リーフレット」の活用を推進する。

(幼・小・中)

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を活用した家庭教育の支援

- ・地域社会を大家族として捉え、家庭と地域社会が互いに理解し合い、児童生徒たちの教育に協力し合う環境づくりを推進する。

(小・中・高・特)

(2) 家庭・地域と学校との協働により地域全体で子供を育てる体制の構築

- ・地域住民等の参画により、社会総掛かりでの教育を実現するとともに、コミュニティ・スクールの導入の拡充と運営の充実に図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実

- ・「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を保護者や地域住民と一体となって企画・運営することにより、家庭・地域の教育力を高める。

(小・中・高・特)

地域学校協働本部の推進

- ・地域学校協働本部との連携の下、地域住民等による学習支援や環境整備、登下校の見守りなどの地域学校協働活動を推進し、地域の教育力を高める。



コミュニティ・スクールの導入促進

- ・保護者や地域住民の力を学校運営に生かす、「地域とともにある学校づくり」を推進し、幼児児童生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。



千葉県教育委員会ホームページ
ちば家庭・学校・地域応援
企業等登録制度

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/tourokueido.html>

千葉県子どもと
親のサポートセンター

<https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/>

「教職員のための児童虐待
対応リーフレット」・「教職員
のための児童虐待対応
の手引き」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouuiku/gyakutaitebiki.html>

学校・家庭・地域が一体となって取り組む教育環境づくりの推進

- ・「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」の活用を図るなど、教育CSR（教育分野での社会貢献活動）に取り組む企業・団体等と連携し、学校・家庭・地域が一体となって、幼児児童生徒を育てる環境づくりを推進する。



学校内外の教育相談体制の充実

- ・年度始めや長期休業明けなどに教育相談期間を設け、面談等で児童生徒個々の悩み等を把握し、心理や福祉等の専門家を積極的に活用した早期対応に努める。また、子どもと親のサポートセンターや、SNSを活用した相談等の積極的な活用を促すなど、多面的な相談体制を構築する。

(小・中・高・特)

※SNSを活用した相談(中・高・特)

(3) 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の充実・強化

- ・県が開催する生徒指導や学校人権教育の研修への参加や、「教職員のための児童虐待対応リーフレット」・「教職員のための児童虐待対応の手引き」等を活用した校内研修の実施を通して、早期発見、速やかな通告、関係機関との連携など、児童虐待に対する教職員の対応力向上を図る。
 - ・児童生徒へのきめ細かい相談支援体制や、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制を構築するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの積極的な活用を図る。
- (小・中・高・特)
- ・幼児児童生徒たちの悩みに対応する相談機関等を積極的に周知する。

子どもに関わる相談機能の充実

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、積極的に連携を図るなど、学校における相談支援体制を充実させるとともに、国や県が実施する電話相談事業やSNSを活用した相談事業の利用について周知を図り、児童生徒たちのSOSを見逃さない体制づくりを推進する。

(小・中・高・特)